

承認第5号

専決処分について

刈谷市立小中学校体育施設スポーツ開放管理指導員の委嘱を別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和6年3月21日提出

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

提案理由

この案を提出したのは、刈谷市教育委員会所管事務専行規則第2条第3項の規定により必要があるからである。

別紙は省略

議案第7号

令和6年3月刈谷市議会定例会提出議案（令和5年度刈谷市教育費3月補正予算（第9号））に関する意見の聴取について

令和6年3月刈谷市議会定例会提出議案等（令和5年度刈谷市教育費3月補正予算（第9号））に関する意見の聴取については別紙のとおりであり、意見を求める。

令和6年3月21日提出

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

提案理由

この案を提出したのは、刈谷市教育委員会所管事務専行規則第2条第1項第10号の規定により必要があるからである。

令和5年度刈谷市教育費3月補正予算(第9号)(案)

【歳出】

(単位：千円)

科 目	補 正 額	事 業 等 内 容	
10款 教育費			
2項 小学校費	353,275		
1目 学校管理費	353,275	校舎等改修事業	40,000
		・改修工事費	40,000
		住吉小学校擁壁改修事業	143,275
		・改修工事費	143,275
		体育館トイレ等改修事業	170,000
		・改修工事費	170,000
3項 中学校費	196,000		
1目 学校管理費	196,000	雁が音中学校大規模改造事業	89,000
		・改修工事費	89,000
		体育館トイレ等改修事業	107,000
		・改修工事費	107,000
10款教育費 補正額合計	549,275	補正後 10款教育費	10,980,988

予算額構成比

15.9

%

議案第 8 号

刈谷市教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に
関する規則の一部改正について

刈谷市教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則
の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和 6 年 3 月 2 1 日提出

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

刈谷市教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に
関する規則の一部を改正する規則

刈谷市教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則
(平成 1 8 年教育委員会規則第 4 号) の一部を次のように改正する。

本則中「教育委員会規則で定める手続等は、刈谷市教育委員会が別に定めるもの
とし」を削り、「を、」を「を」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出したのは、刈谷市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
条例の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第9号

令和5年度刈谷市教育委員会点検・評価報告書について

令和5年度刈谷市教育委員会点検・評価報告書（令和4年度事業対象）については、別紙のとおりとする。

令和6年3月21日提出

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

提案理由

この案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき刈谷市教育委員会点検・評価結果に関する報告書を作成し、公表するに当たり刈谷市教育委員会所管事務専行規則第2条第1項第14号の規定により必要があるからである。

別紙省略
(教育委員会の点検・評価
報告書ページ参照)